

教材植物園利用上の注意

東京学芸大学 環境教育研究センター

2026 年度改訂

教材植物園は、研究・教育用の貴重な試料を栽培している植物園です。以下の点を確認の上、皆さんで譲り合って利用してください。

■ 教材植物園の通年利用について

- 畑や水田で通年での栽培体験を希望する場合には、通年利用での利用申請を行なってください。通年での利用申請の際には、「国立大学法人東京学芸大学施設等使用申請書」及び「年間利用申請書」※¹を提出してください。
- 畑、水田の利用は、年度単位（4月～12月頃）を基本とします。
- 冬～初春に植え付けをする必要がある場合（ジャガイモ等）には、事前に職員に相談してください。
- 年度ごとに畑の割り付けを行うため、年内（遅くとも1月末まで）には、利用した畑を片付けて返却してください。
- 畑、水田の栽培管理（水やり、草取り等）については、基本的に利用者が主体的に実施してください。
- 農薬の使用は原則禁止です。木酢・竹酢等、自然由来の薬剤を使用する際は、職員へ声をかけてください。
- 草取りや収穫後の植物残渣については、基本的に栽培している畑、水田の区画の範囲内で処理・循環させるようにしてください。区画内で処理しきれない量の残渣が出た場合には、職員へ処理方法を相談してください。

■ 教材植物園の一時利用について

- 通年利用申請をしていない団体は、希望する活動内容・日時が決まり次第、事前（遅くとも利用日の1週間前まで）に「国立大学法人東京学芸大学施設等使用申請書」及び「施設・設備・器具等使用申込書」※¹を提出してください。
- 通年利用申請をしている団体が、通常の栽培管理（水やり、草取り等）以外の目的で体験活動（団体主催のイベントの開催等）を実施する場合は、日程が決まり次第、事前に「国立大学法人東京学芸大学施設等使用申請書」及び「施設・設備・器具等使用申込書」※¹を提出してください。学外の団体については、該当の活動が通年利用申請時の年間プログラムの中に位置付けられている場合、一時利用料の対象外となりますが、その都度、一時利用の申請をお願いします。
- 教材植物園での活動は、原則、平日 9:00～17:00です。土日祝日に活動を希望する場合は、利用申請時に職員に相談・確認してください。

■ 農器具等の貸し出しについて

- 農器具等の貸出を希望する場合は、事前（遅くても利用日の1週間前まで）に「施設・設備・器具等使用申込書」※1に記入し、提出してください。
- 利用日が土日祝日の場合には、貸出し・返却方法について、事前に職員に確認してください。
- 道具を返却する場合は、もとの状態に戻してください。道具は錆を防止するため、水洗いせず、泥を取り除くだけにしてください。水洗いが必要な場合は、良く乾かしてから返却してください。

■ その他の注意点

- 入学試験等、学内行事に伴い大学への入構が制限される日があります。
- 教材植物園で活動する際は、職員に声をかけて、その日の連絡事項（例：虫の発生、授業での使用の有無等）を確認してください。
- 火を使う活動は原則禁止です。
- 園内は禁煙です。喫煙する場合は、学内の喫煙コーナーをお願いします。
- 教材植物園内の樹木に登ったり、ぶら下がったりすることはご遠慮ください。
- 教材植物園内での動植物の採取はご遠慮ください。
- 外来種をはじめとする生き物（昆虫や金魚など）の放出・放流は生態系を崩す恐れがあるためお止めください。
- 教材植物園内での飲酒およびお酒の持ち込みはご遠慮ください。
- ボールなどの道具・遊具を使う遊びはご遠慮ください。
- 自転車を教材植物園の中に駐輪するのはご遠慮ください。センター前の道路にある駐輪スペースをご利用ください。
- 屋外での活動は、天候・体調によっては注意が必要です。活動前の事前準備等の際にも、なるべく複数人で活動するようにしてください。お互いに気をつけながら、楽しく活動してください。

※1 「国立大学法人東京学芸大学施設等使用申請書」、「年間利用申請書」、「施設・設備・器具等使用申込書」の各書類については、環境教育研究センターのウェブサイト（<http://www.fsifee.u-gakugei.ac.jp/fsifeedoc/plantations.html>）に該当のファイルを掲載していますので、ダウンロードしてご使用ください。